

提出書類貼り付け用紙

書面での提出をご希望の場合は、①個人番号確認書類、②本人確認書類のコピーを、氏名 / 生年月日 / 住所 / 個人番号 が確認できる状態で貼り付けてください。

① 個人番号確認書類	② 本人確認書類
<ul style="list-style-type: none">マイナンバーカード(裏面) ※個人番号のある面 <p>↓マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓</p> <ul style="list-style-type: none">マイナンバー通知カード <p>ご注意ください 令和2年5月25日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在は通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、通知カードを個人番号確認書類としてご利用になれます。</p> <ul style="list-style-type: none">個人番号が記載された住民票 <p>上記いずれかのコピー</p>	<ul style="list-style-type: none">マイナンバーカード(表面)運転免許証パスポート身体障害者手帳(カード型)精神障害者保健福祉手帳療育手帳(カード型)在留カード特別永住者証明書 <p>上記いずれかの顔写真付き書類のコピー</p> <p>↓顔写真付き書類をお持ちでない場合は↓</p> <ul style="list-style-type: none">介護保険被保険者証国民年金手帳児童扶養手当証書資格確認書 等 <p>上記いずれかの書類のコピー <u>2点</u>※</p>

※発行済の各種保険証は、経過措置期間内(2025年12月1日まで)に自治体に到着したものに限り、本人確認書類としてご利用いただけます。2025年12月2日以降は、本人確認書類としてはご利用になれません。

① 個人番号確認書類
貼付欄

② 本人確認書類
貼付欄

※重ならないように貼り付けてください。

※上記貼り付け枠よりも大きなサイズの書類は、貼り付けせず、別紙にて同封ください。

① 提出日を記入

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 5 年 11 月 22日 〇〇町長 殿	整理番号	
住 所 東京都〇〇区〇〇町 〇〇丁目〇〇番地〇号	フリガナ	ミヨウジ ナマエ
	氏 名	苗字 名前
電話番号 00-0000-0000	個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	生年月日	明・大・昭 平・令 51 . 3 . 22

第五十五号の五様式（附則

② 太枠内の項目を全て記入

の個人番号（行政手続に使用する個人番号をいう。）

③ 個人番号（マイナンバー）記入

「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）の特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に限る。）について申告の特例の適用は受けられない。適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する道府県民税の申告書を提出してください。

条の四関係

④ 寄附をした年月日・寄附金額を記入

※同じ自治体に複数回寄附した場合、お申し込みごとに申請書を提出する必要があります。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 5 年 11 月 11日	20,000 円

2. 申告の特例の適用を受ける場合

申告の特 適用を
び②に該当する場合、

⑤ 確定申告の必要がない方はチェック

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である



（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) ①に該当する者で、税を要しない者

⑥ 寄附先が5自治体以下の予定の方はチェック

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である



（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	
-------	--

2つのチェックボックスの項目に該当する方のみ、ワンストップ特例制度の申請が可能です。

カンタン! 提出書類確認チャート

マイナンバーカード
をお持ちですか

はい

いいえ

公的機関発行の
顔写真付き
本人確認書類
をお持ちですか

はい

- ・ 運転免許証
- ・ パスポート
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 在留カード
- ・ 療育手帳
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 精神障害者保健福祉手帳

いいえ

パターン A 1. マイナンバーカード(コピー)(両面)

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバーカード(コピー)(裏面)	マイナンバーカード(コピー)(表面)
 <p>ICチップが付いています</p> <p>マイナンバーが記載されています</p>	 <p>顔写真が付いています</p> <p>「個人番号カード」と記載されています</p>

パターン B 1. マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し) 2. 免許証(コピー)もしくはパスポート(コピー)等の顔写真付き書類

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)	免許証(コピー)もしくはパスポート(コピー)等
 <p>緑の文字で「通知カード」と記載されています</p>  <p>マイナンバーが記載されています</p>	 <p>写真がある面をコピーしてください</p> 

※本人確認書類は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書でも問題ございません。

※令和2年5月25日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在は通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、通知カードを個人番号確認書類としてご利用になれます。

パターン C 1. マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し) 2. 年金手帳及び資格確認書など自治体が認める公的書類2点以上のコピー

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)	年金手帳及び資格確認書など自治体が認める公的書類2点以上のコピー
 <p>緑の文字で「通知カード」と記載されています</p>  <p>マイナンバーが記載されています</p>	 <p>2点以上 必要になります</p> 

※「2」に該当する本人確認書類は、納税証明書、印鑑登録証明書、母子手帳、年金手帳などです。

※令和2年5月25日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在は通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、通知カードを個人番号確認書類としてご利用になれます。

※マイナンバー通知カードや免許証の裏面に、住所変更などの追記がある場合には、裏面のコピーも提出してください。姓変更時のご氏名の確認、申請書の住所に明らかな欠損等があった際の確認に利用します。

※発行済の各種保険証は、経過措置期間内(2025年12月1日まで)に自治体に到着したものに限り、本人確認書類としてご利用いただけます。2025年12月2日以降は、本人確認書類としてはご利用になれません。

書類不備 及び ワンストップ特例受付完了の通知について

「書類不備」及び「ワンストップ特例受付完了通知」については、寄附申込時に登録されたメールアドレス、もしくは書面にて通知します。

ドメイン「@do-furusato.com」からのメールを受け取れるよう設定をお願いします。

書類不備の場合は、ワンストップ特例は適用されませんので、できるだけ早くご返送いただきますようお願いいたします。